

頭義は、その番々の月行事へ渡也。大名の被官衆へ御嚴重出様事、めいぐには無之、角に葉を敷て、御嚴重を十五も二十もひとつに入て、其上を白引合にてつゝみ、總中へ一つ、み出也。つゝみやうは、まづ御嚴重を引合の中に置いて、引合をうち合て、あとさきをしかへしたる計也。これを中籠衆調之、禁裏伺候女中衆十人、繪上壹名書無之、但十人にかぎらず、御所々々様、轉法輪三條殿、花山院殿、大名衆、同大名女中、松梅院、和泉守護、三條西殿、日野殿、八幡善法寺右繪也、上包在之名書有之、御紋候御供衆、同御供衆、兩傳奏、飛鳥井殿、萬里小路殿類、早輪院、そくりん院、かみぐ、御部屋衆、攝津、以下評定衆、右切薄也、上包在之名書有之、右筆方法中醫者、在富卿、正實坊、河村中興伊勢被官、同朋御末同朋、土佐、伊勢同苗佐々木七郎、右白紙也、上包名書無之、仁木切箔うはづ、み有之、名書無之、名書の下に殿文字かくと、か、ざるとの事、武家にては御紋候大名、同御供衆、同外様衆、御部屋衆、殿文字有之、御紋候といへ共、番方衆は不及沙汰候、大名たりと云共、御紋の衆にあらざれば、殿文字無之、公家衆はことぐく不殘殿文字有之、御所々々かみぐ、皆殿文字有之也。

〔公方様正月御事始之記〕一十月ゐのこの御成切之事、公方様御直ニ被下方へは、其分にて候、又御直に不被下方へは、御前之御成切過候て、五ヶ番へ御なりきり四方へすはりて、一膳づゝ、五ヶ番へ被出之、五ヶ番へ月行事あり、祇候請取之、番子にちやうだいさせ申候、又奉行衆には、公人奉行祇候仕候て請取申、是も各に頂戴させ申候也、毎年此分にて候也、御成切共申、又御嚴重共申也、〔宗五大草紙下〕殿中さまぐの事、一十月いのこの時、御まいり切とて、さんとんのやう成もち參候、それを直に面々其外人によりて御給候、又不參時諸國又御前にてえ給はぬ人の方へ、申次して申出され候、其つゝみ紙にけぢめ候、大名衆其外國大名きつとしたる方へは、下繪の紙に包まれ候、大方の人へは、切はくの紙につゝまれ候、すゑぐは引合一かさねにつゝまれ候、つゝみ